



第211期 定時株主総会招集ご通知および株主総会資料

日 時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時

場 所

大阪府中央区備後町三丁目2番6号
敷島ビル7階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

この書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたしますので、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.shikibo.co.jp/>)をご確認ください。

目 次

■ 第211期定時株主総会招集ご通知	1
■ 第211期定時株主総会資料	
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役2名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 役員向け株式報酬制度の一部改定の件	
事業報告	27
連結計算書類	50
計算書類	52
監査報告書	54

シキボウ株式会社

証券コード：3109

株 主 各 位

証券コード 3109
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)
大阪市中央区備後町三丁目2番6号

シキボウ株式会社
代表取締役
社長執行役員 尻家正博

第211期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第211期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにて「第211期 定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しておりますので以下のURLにアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイトにてアクセスする場合、当社名または当社の証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.shikibo.co.jp/ir/stock/soukai/>

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第211期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第211期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 役員向け株式報酬制度の一部改定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (3) インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱います。

以上

株主様へのご協力をお願い

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎当社定款第17条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主様に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

電子提供措置に関する注意事項について

- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第18条の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および計算書類の個別注記表を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

動画配信について

- ◎株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたします。当社ウェブサイト(アドレス <https://www.shikibo.co.jp/>)をご確認くださいよう、お願いいたします。

議決権の行使についてのご案内

以下の4つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合



株主総会日時

2024年6月27日（木曜日）

午前10時開催

（受付開始は午前9時を予定しております。）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

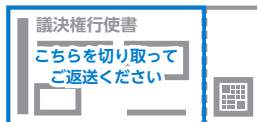


郵送によるご行使

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

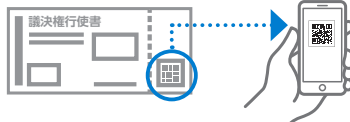


「スマート行使」によるご行使

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。



インターネット等によるご行使

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後6時まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

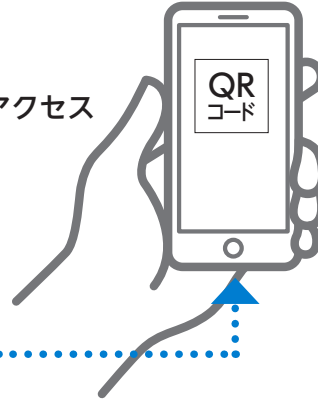
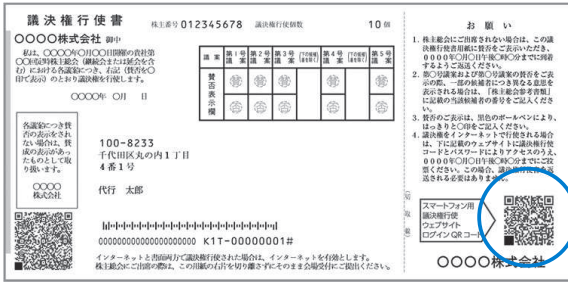
詳細につきましては5頁をご覧ください。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

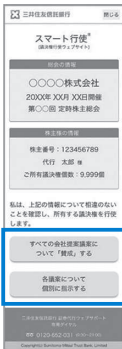
「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

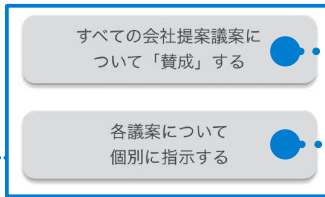


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

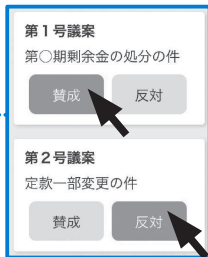
2 議決権行使方法を選ぶ



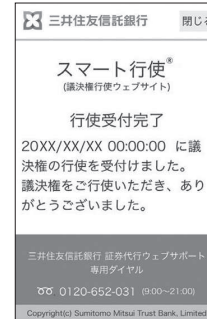
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度 QR コード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※ QR コードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。



- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネット等による議決権行使は、2024年6月26日（水曜日）午後6時まで受付いたします。行使期限切れに備え、余裕をもってお早めに行使されるようお願いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

1 WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 本サイトは「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードとパスワードを入力してください。

[次へ](#)

2 ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- パスワードは「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- パスワードを忘れた場合は、こちらをクリックしてください。

議決権行使コード:

[ログイン](#) [閉じる](#)

3 パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- パスワードを忘れた場合は、こちらをクリックしてください。
- パスワードを忘れた場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: カラウェアパスワード

[次へ](#)

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]

バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。操作方法についてはお手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。



機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第211期 定時株主総会資料

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、利益配分に関しては、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第211期の期末配当につきましては、当期の連結業績および今後の事業展開を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額584,854,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役3名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役2名の選任をお願いするものであります。

減員の理由といたしましては、当社のガバナンス体制における経営と執行の分離を明確にするため、各事業部門の執行責任者と取締役との兼任を抑制した結果、今回の選任においては2名となったものであります。

今後の取締役の人員数につきましては、その時点における最適な体制とするべく、柔軟に対応してまいります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選任については、構成員の過半数を社外取締役とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の監査等委員である取締役以外の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の 会社における地位および担当
1	再任 きよ はら みき お 清原 幹夫	取 締 役 会 長
2	再任 しり や まさ ひろ 尻家 正博	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員

候補者番号

1

きよ はら みき お
清原 幹夫 (1959年8月13日生)

再任



所有する当社株式の数
19,438株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月	当社入社	2016年6月	代表取締役 社長執行役員
2011年6月	執行役員	2021年6月	代表取締役会長
2012年6月	取締役	2023年6月	取締役会長（現任）
2015年6月	取締役 上席執行役員		

取締役候補者とした理由

清原幹夫氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）、管理部門の要職を歴任した後、当社の代表取締役社長執行役員としてグローバルな事業基盤の整備などを進め、当社および当社グループの経営を担ってまいりました。代表取締役会長を歴任の後、2023年6月からは取締役会長として、当社および当社グループの経営を牽引した経験から、取締役会における監督機能強化を担ってまいりました。今後についても取締役会等において質の高い審議と監督機能強化に貢献が期待でき、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

しり や まさ ひろ
尻家 正博 (1965年4月10日生)

再任



所有する当社株式の数
22,359株

略歴、当社における地位および担当

1988年4月	当社入社	2020年4月	執行役員 コーポレート部門経営戦略部長 兼 財務経理部長
2018年4月	総務部長	2021年4月	執行役員 コーポレート部門財務経理部長
2019年6月	執行役員 コーポレート部門経営管理部長	2021年6月	代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

尻家正博氏は、当社において総務部門、財務・経理部門、経営企画部門等の要職を歴任し、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等に貢献してまいりました。当社グループの事業領域の拡大や収益構造の変革の推進を進め、2021年6月から当社の代表取締役社長執行役員として、当社および当社グループの業務執行に対して適切な監督を行うとともに、業務執行の指揮を執っております。当社および当社グループの事業に精通し、豊富な経験および高度な知識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役野邊義郎氏、宇野保範氏および細田祥子氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任については、構成員の過半数を社外取締役とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の会社における地位
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="text-align: center;"> の べ よ し ろ う 野 邊 義 郎 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員候補者</div> </div> </div>	取締役 (監査等委員)
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="text-align: center;"> う の や す の り 宇 野 保 範 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員候補者</div> </div> </div>	取締役 (監査等委員)
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="text-align: center;"> ほ そ だ よ し こ 細 田 祥 子 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員候補者</div> </div> </div>	取締役 (監査等委員)

候補者番号

1

の べ よし ろう
野邊 義郎 (1965年8月27日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者



所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1989年10月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所	2006年7月	東陽監査法人社員
1996年2月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)大阪事務所退所	2011年4月	(株)トーホー社外監査役
1996年3月	野邊義郎公認会計士・税理士事務所開業(現在)	2011年5月	(株)クロノス監査役
		2012年9月	東陽監査法人代表社員
		2020年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

野邊義郎公認会計士・税理士事務所 公認会計士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

野邊義郎氏は、公認会計士としての専門的な知識および豊富な経験と幅広い知見に加えて、複数の会社における社外監査役としての経験を生かして、既に4年間当社の社外取締役を担っていただいております。今後も当社の社外取締役として当社経営に対して独立した立場での助言、提言を期待しております。同氏は、社外取締役または監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しており、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

候補者番号

2

う の やす のり
宇野 保範 (1961年6月24日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者



所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1984年4月	(株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行	2019年4月	(株)関西みらい銀行 代表取締役 兼 副社長執行役員 経営企画部担当
2011年6月	同行執行役員 内部監査部担当	2020年4月	学校法人大阪青山学園 常務理事 (現任)
2012年6月	(株)りそなホールディングス 執行役 内部監査部長	2021年7月	大阪青山大学 副学長 (現任)
2016年4月	りそな決済サービス(株) 専務取締役	2022年6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年4月	(株)近畿大阪銀行 (現 (株)関西みらい銀行) 専務取締役		
2017年4月	(株)近畿大阪銀行 代表取締役副社長 兼 執行役員 (現 (株)関西みらい銀行)		

重要な兼職の状況

学校法人大阪青山学園 常務理事
大阪青山大学 副学長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇野保範氏は、金融機関において内部監査部門・経営管理部門の要職を歴任されたことに加えて、代表取締役として経営に携わった経験も有している他、現在は常務理事として学校経営にも携わっており、ガバナンス体制の構築・強化および経営に対する豊富な経験・見識に基づいた助言、提言を期待しております。

また、同氏は既に2年間当社の社外取締役を担っていただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断していることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

候補者番号

3

ほそ だ よし こ
細田 祥子

(1973年8月14日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者



略歴、当社における地位および担当

2000年4月 浅田法律事務所（現 弁護士法人浅田法律事務所）入所
2006年4月 同事務所パートナー（現任）

2017年4月 大阪家庭裁判所調停委員（現任）
2021年11月 ㈱三宝化学研究所 社外取締役（現任）
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人浅田法律事務所 弁護士
㈱三宝化学研究所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

細田祥子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見に加えて、社外取締役としての経験も有しております。また企業における社内通報窓口としての通報対応、不正調査・報告業務の経験から、社内不祥事への対応にも知見があります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しており、既に2年間当社の社外取締役を担っていただいております。今後もそれらの知識・経験に基づき独立した立場で特に適法性の観点から経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

所有する当社株式の数
0株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の細田祥子氏につきましては、職業上使用している氏名であり、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は高橋祥子氏であります。
3. 野邊義郎氏、宇野保範氏および細田祥子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野邊義郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 宇野保範氏および細田祥子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 野邊義郎氏、宇野保範氏および細田祥子氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

7. 当社は、野邊義郎氏、宇野保範氏および細田祥子氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役の再任した場合、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

ご参考

取締役候補者の選任に関する基準および手続き

当社は、コーポレートガバナンスの基本指針において定められた取締役の選任基準に基づき、人事委員会がその資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦し、取締役会が取締役候補者を選任しております。

(選任の基準)

1. 社内取締役

取締役会は、社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選定する。

2. 社外取締役

取締役会は、社外取締役の役割を十分に発揮するため、原則として次に掲げるいずれかの分野において高い知見、豊富な経験を有する者を選定する。

- (1) 企業経営
- (2) リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理
- (3) 経理財務
- (4) 開発・技術・生産等の知見

当社の取締役会が備えるべきスキル等

当社では経営の監督と業務執行の分離を図っており、取締役会は、業務執行の監督をその役割・責務としていることから、経営理念および長期ビジョン「Mermaid 2042」の実現、またその第一歩としてスタートした中期経営計画「ACTION 22-24」の進捗を監督するために取締役会が備えるべきスキル等（知識・経験・能力）を特定しております。

なお、スキル等の特定については、取締役候補者の指名に先立ち、当社の取締役会の諮問委員会である人事委員会において審議を行った上で、取締役会が決議しております。

スキル等の特定の理由および評価の基準

スキル等	特定の理由	スキル等の評価の基準
企業経営	中期経営計画達成に向けた業務執行の進捗状況を監督するため、豊富な企業経営の経験が必要である。	企業等における経営経験
国際性	中期経営計画の基本方針である「経営基盤の強化」としての「国内・海外のグローバルネットワークの連携強化による海外市場の開拓」を実現するため、海外での業務の経験および異文化や多様性への理解が必要である。	海外業務経験等
サステナビリティ (環境・社会)	中期経営計画の基本方針である「サステナビリティ経営への取組」を推進していくため、環境や社会へ配慮しつつ、当社の事業と関連付けることができる知識と経験が必要である。	環境・社会に関する業務経験等
ガバナンス	当社グループのマテリアリティ（重要課題）として「コーポレートガバナンスの強化」を掲げていることから、ガバナンスに関する一定の見識を有することが必要である。	管理部門または監査部門における業務経験等
人材開発・労務管理	中期経営計画の基本方針に「従業員・人材」に関する施策を盛り込んでいることから、人事や労務に関する業務に携わった経験や人的資本経営・開示に関する知識を有することが必要である。	人事・労務に関する業務経験等
財務・会計	中期経営計画の基本方針である「経営基盤の強化」としての「資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直し」および「財務基盤の強化」を実現するため豊富な財務・経理に関する業務経験や知識が必要である。	財務経理に関する業務経験または財務会計に関する資格等
法務・リスクマネジメント	企業の持続的な成長と果敢なリスクテイクを可能とするため、法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントを行うための法務やコンプライアンスに関する専門的な経験や知識が必要である。	監査部門またはコンプライアンスに関する業務経験もしくは法律に関する資格等

取締役会のスキル・マトリックス

氏 名	企業経営	国際性	サステナビリティ		ガバナンス	人材開発 労務管理	財 会	務 計	法 務 リスクマネジメント
			環 境	社 会					
清原幹夫	○	○			○				
尻家正博	○			○		○			
竹田広明 ★			○		○	○			
野邊義郎 (社外) ★					○		○		○
宇野保範 (社外) ★					○		○		○
細田祥子 (社外) ★				○	○				○

(注) 1. 上記表は、本総会において全ての取締役候補者が選任された場合における取締役会の各取締役の有するスキル等（知識・経験・能力）の内、特に期待するものを3つまで記載しており、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

2. ★は、監査等委員である取締役であります。

第4号議案 役員向け株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由

本議案は、2016年度より導入しております当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および委任契約をしている執行役員を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）について、監査等委員である取締役を対象にすることを含む一部改定のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で当社取締役会に一任いただきたく存じます。

本改定は、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬と株主価値との連動性をさらに高めることで、対象者に対して当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブをより働かせることに加えて、業務執行を監督する立場にある社外取締役を含む非業務執行取締役に対しても、株式報酬を付与することで、株主の皆様との価値共有を図り、中長期的な企業価値および株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すことを目的としております。本議案は、かかる目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（本議案をご承認いただくことを条件として、本議案に沿う形に変更することを予定しております。）、人事委員会における答申および監査等委員会の意見の内容（同意）その他諸般の事情を考慮して上程させていただくものであり、相当であると考えております。本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「監査等委員である取締役以外の取締役2名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名（うち、監査等委員である取締役は4名）となります。

改定前の本制度の概要につきましては、2016年4月28日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2021年5月31日付「役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ」、をご参照ください。

（注）「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3109/tdnet/1348810/00.pdf>

「役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3109/tdnet/1980847/00.pdf>

2. 本制度の改定内容

本制度は、本総会において承認を得ることを条件として、改定前の本制度から次表のとおり改定いたします。

(本制度の主な改定事項)

項目	改定前	改定後
名 称	役員向け株式給付信託	役員向け株式給付信託 (RS交付型)
対 象 者	当社の取締役 (監査等委員である取締役を除きます。)、委任契約をしている執行役員	国内非居住者を除く当社の取締役 (監査等委員である取締役を含みます。)、執行役員および理事 (以下、「取締役等」といい、断りのない限り同様とします。)
当社株式の交付	原則として、取締役等が退任し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を交付します。	原則として、毎年一定の時期に、当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結の上、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付 (譲渡制限の解除時期は取締役等の退任 (辞任あるいは死亡による退任を含みます。以下同じ。)) 時。なお、改定前の本制度に基づき付与されたポイントについては、本総会決議後速やかに改定前の本制度の対象者と譲渡制限契約を締結の上、交付するものとします。
当社が拠出する金員の上限および株数の上限	対象期間 (後記3. (3)をいいます) に対応する本制度に基づく、取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、1億円を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに1億円を上限として追加拠出を行うこととします。 対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限は12万株 (ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数) とします。	対象期間 (後記3. (3)をいいます) に対応する本制度に基づく、取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、2億円を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに2億円を上限として追加拠出を行うこととします。 対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限および取締役等に交付する当社株式数の上限はそれぞれ12万株 (ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、合理的な調整を行った数) とします。 ただし、監査等委員である取締役以外の取締役に交付する株式の上限を年間6千5百株、監査等委員である取締役 (社外取締役を含みます。) に交付する株式の上限を年間3千5百株、執行役員および理事に交付する株式の上限を年間1万4千株とします。 また、本株式報酬は監査等委員である取締役以外の取締役に係る報酬等の上限額 (月額2,400万円) および監査等委員である取締役に係る報酬等の上限額 (月額500万円) の範囲内に含めるものとします。

3. 改定後の本制度の概要等

改定後の本制度は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が本信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりです。）を拠出し、本信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「役員株式給付規程」といいます。）に基づく役位等に応じ取締役等に当社株式を交付する制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結の上、取締役等の退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記（9）および下記4.のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

取締役等を対象とします。

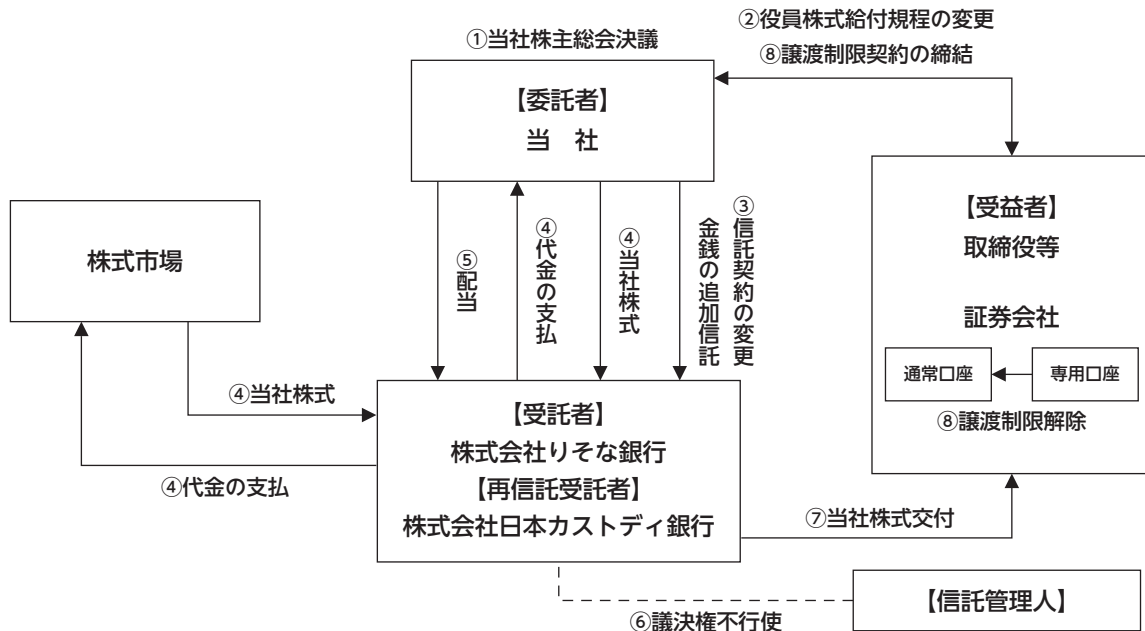
(3) 本制度の改定後の対象期間

2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度および当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間（以下、それぞれの期間を「対象期間」といいます。）を対象とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営します。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は本総会において本制度の一部改定に関して承認決議を得ます。
- ② 当社は本総会において承認を受けた範囲内において、役員株式給付規程を変更します。
- ③ 当社は、既存の本信託契約を変更し、必要に応じて、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役等の役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。毎年一定の時期に、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含みます。）を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付し、証券会社に開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則、当社と取締役等との間で、交付日から取締役等の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、取締役等の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

(5) 信託期間

2016年8月8日から2029年7月末日までとします。

当社は、延長後の本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり、以後も同様とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が存在している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(6) 当社が拠出する金員の上限および株数の上限

当社は、本総会において承認を得ることを条件として、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、2億円を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに2億円を上限として追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日において、本信託の信託財産として残存する当社株式（直前までの各対象期間において当社取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する交付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「対象期間開始直前日残存株式等」といいます。）があるときは、当該対象期間開始直前日残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

なお、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限および取締役等に交付する当社株式数の上限はそれぞれ12万株（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、合理的な調整を行った数）とします。ただし、監査等委員である取締役以外の取締役に交付する株式の上限を年間6千5百株、監査等委員である取締役（社外取締役を含みます。）に交付する株式の上限を年間3千5百株、執行役員および理事に交付する株式の上限を年間1万4千株とします。

また、本株式報酬は監査等委員である取締役以外の取締役に係る報酬等の上限額（月額2,400万円）および監査等委員である取締役に係る報酬等の上限額（月額500万円）の範囲内に含めるものとします。

(7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ交付される当社株式数の算出方法

取締役等には、各対象期間中に、役員株式給付規程に基づく役位に応じてポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式交付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、合理的な調整を行います。

(9) 本制度対象者への当社株式交付時期

原則として、毎年一定の時期に、当社と本制度対象者との間で譲渡制限契約を締結の上、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付（譲渡制限の解除時期は取締役等の退任時）します。

ただし、毎事業年度終了後に、取締役等が退任する場合や、株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限契約の締結を受益者要件に含めないこととし、受益者確定手続きを行うことにより、付与ポイント数に応じた当社株式を交付します。

(10) 改定前に付与されたポイントの取扱い

改定前の本制度においては、原則として、取締役等（監査等委員である取締役を除く取締役および執行役員を指します。）が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を交付することとされていましたが、本制度の改定に伴い、改定前の本制度に基づき2016年の制度導入時から2024年6月末日までにかけて付与され現存するポイントおよび付与予定のポイントに相当する株式（具体的には、合計67,434株）については、後記4.記載の譲渡制限契約を締結することを条件として、2024年9月（予定）をもって、改定前の本制度の対象者に交付することといたします。

(11) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、本信託の経営からの独立性を確保するため、一律不行使といたします。

(12) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、または公益法人等に寄付することを予定しています。

(13) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員報酬に係る役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、または公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、または公益法人等に寄付することを予定しています。

4. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし、取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。

ただし、株式交付時において、役員株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を交付することがあります（詳細は、上記の3. (9) をご参照ください。）。

（譲渡制限契約の概要）

- ① 取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から取締役等の退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中、取締役等が任期満了その他の正当な事由により退任した場合には、当該退任時点において取締役等が保有する当該株式について当該退任の直後の時点に譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合（取締役等が解任された場合または在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合や、取締役等が退任後に一定の非違行為があったことが判明した場合等）には当社が当該株式を無償で取得または返還請求すること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会または取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、取締役等が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が証券会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限の解除により社会経済活動の正常化が一段と進む中、消費活動やインバウンド需要の伸長により、緩やかな回復を見せました。一方、世界的な金融引き締めや中国経済の先行き懸念、国際情勢の不安定化により、原材料やエネルギー価格の高止まり及び円安基調の長期化等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、中期経営計画「ACTION 22-24」において、コロナ禍からの復活を目指すこと、長期ビジョンの実現に向けた成長のレベルをさらに加速させることとし、2年目となる本年度においても新たに創ること、新たに取り組むことに挑戦いたしました。「経営基盤の強化」としては、新中核事業と位置付ける化成品事業において主力の食品用増粘安定剤の販売拡大に向けた設備投資を実施しております。資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直しについては、当社の連結子会社である株式会社シキボウサービスが営む保険代理店事業の譲渡および当社の連結子会社であった小田陶器株式会社の株式譲渡を実施いたしました。国内、海外のグローバルネットワークの連携強化による海外市場の開拓については、欧米及びアセアン地域等の海外市場向け販売を目的として、ベトナムに現地法人を設立いたしました。

以上の結果、売上高は386億81百万円（前期比2.1%増）、営業利益は14億28百万円（同17.3%増）、経常利益は13億22百万円（同17.5%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社シキボウサービスの保険代理店事業の譲渡益を特別利益として計上し、また、連結子会社であった小田陶器株式会社の株式譲渡損失を特別損失に計上したことにより、8億円（同49.0%減）となりました。

【繊維セグメント】

繊維セグメントにおいては、円安の進行、製造コスト上昇の継続はありましたが、価格改定の効果が徐々に現れたことにより、前期比で赤字幅は大幅に縮小いたしました。

原糸販売事業は、国内産地の需要低迷と中国・欧米市場の市況落ち込みにより、苦戦いたしました。

輸出衣料事業は、中東市場の好況に円安も重なり、中東民族衣装用生地販売は引き続き好調に推移いたしました。

ユニフォーム事業は、生地販売では市況の回復により増収となり、価格改定も進みましたが、原材料等の価格高騰及び円安の影響により、引き続き苦戦を強いられました。

ニット製品事業は、市況の回復基調が続いたことに加え、価格改定が進み、好調に推移いたしました。

生活資材事業は、リビング分野においては顧客の在庫調整により市況が振るわず、低調に推移いたしました。リネン資材分野は、病院・介護施設向けリネンの受注が進み、堅調に推移いたしました。また、メディカル分野では、「フルテクト®マスク」の需要が大幅に減少し、悪臭を良い香りに変える臭気対策剤「デオマジック®」については低調に推移いたしました。

以上の結果、繊維セグメント全体としての売上高は198億99百万円(前期比0.2%減)となり、営業損失は2億77百万円(前期は6億9百万円の営業損失)となりました。

【産業材セグメント】

産業資材部門では、ドライヤーカンバス事業は、国内向けカンバスの販売数量は減少しましたが、製造コスト上昇分の価格改定や設備改造用カンバスの需要、堅調なコルゲーターベルト販売により、売上高は前期並みとなりました。フィルタークロス事業は、顧客からの受注・納品サイクルの端境期等により、減収となりました。また、空気清浄機分野においては、機器販売・保守点検ともに順調に

推移いたしました。本年度は大口の単発受注がなく、減収となりました。

機能材料部門では、化成品事業は、中国向けの化学品需要は顧客の在庫調整の影響により、低調に推移いたしました。食品用増粘安定剤は好調に推移いたしました。その結果、全体では大幅な増収となりましたが、原材料価格の高騰等による製造コストの上昇が利益を押し下げました。複合材料事業は、航空宇宙向け部材の需要がコロナ禍以前に近い水準まで回復したことにより、増収となりました。

以上の結果、産業材セグメント全体としての売上高は135億円(前期比6.9%増)となり、営業利益は5億55百万円(同6.8%増)となりました。

【不動産・サービスセグメント】

不動産賃貸事業は堅調に推移いたしました。リネンサプライ事業は、エネルギー価格及び人件費高騰の影響を受けましたが、インバウンド需要によりホテルの稼働率が向上し、増収となりました。

以上の結果、不動産・サービスセグメント全体としての売上高は58億96百万円(前期比0.8%減)となり、営業利益は19億78百万円(同1.3%減)となりました。

2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりとなります。

繊維セグメントでは、引き続き株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおける火災からの復旧および競争力強化のための設備更新を行いました。産業材セグメントの産業資材部門では生産能力の向上のため設備の更新を行い、機能材料部門では化成品事業における新たな需要に対応するため、新工場の建設を開始しました。また、不動産・サービスセグメントではリネンサプライ事業における新工場増設にともなう設備の追加および更新を行いました。

3. 資金調達の状況

当期は、長期借入により38億40百万円、社債発行により7億84百万円の調達を行う一方、44億50百万円の長期借入金返済、11億90百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は12億83百万円増加いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、243億71百万円（前期末比2億92百万円増）となりました。

4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2024年3月29日付で、当社は、株式会社山加商店との間で株式譲渡契約を締結し、当社の保有する小田陶器株式会社の全株式を売却しております。これにより、小田陶器株式会社は、当社グループの子会社から除外されております。

5. 対処すべき課題

わが国経済の見通しについては、緩やかな回復が続く中、世界的な金融引き締めや中国経済の先行き懸念、国際情勢の不安定化により、原材料やエネルギー価格の高止まり、円安の継続や物価上昇等、不透明な状況は継続するものと思われます。









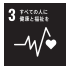



このような経営環境の中、当社グループでは、コーポレートガバナンスの基本指針として、ステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現の資することを目的とし、中期経営計画「ACTION 22-24」において3つの基本方針「経営基盤の強化」、「次の革新的成長に向けた取組」、「サステナビリティ経営への取組」を掲げ、取組みを進めております。

「経営基盤の強化」としては、資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直しを挙げており、資本コストを意識した経営の実現を取締役会が取り扱うべき本年度の重要な議題の一つと位置付け、事業管理指標ROICを導入し、資本効率を重視した事業評価の仕組みを整備する等、現状分析を進めております。新中核事業と位置付ける化成品事業のさらなる事業規模の拡大および新たな市場展開に向けた設備投資として、株式会社シキボウ堺において新工場建設を進めております。また、リネンサプライ事業では、大阪・関西万博を見据えた設備投資が終わり、事業拡大に取り組んでおります。新規顧客・市場開拓に向けた取組みといたしましては、ファッションブランドである株式会社アンリアレイジ様への出資を含めた業務提携の強化を進め、2023年10月に、繊維セグメント内に「ブランド戦略プロジェクト」を立ち上げ、取組みを進めております。ユニチカトレーディング株式会社様との企業間連携は3年目を迎え、共同開発商品の販売および生産拠点の相互活用が進んでおり、今後は独自商品の開発・販売、技術の相互活用等を進めてまいります。

「次の革新的成長に向けた取組」としては、複合材料事業において、当社が有する設備や多様な製造技術を生かし、省エネルギーや軽量化が求められる航空機等の輸送機器関連をはじめとする様々な分野において、研究開発および市場開拓に取り組んでおります。

「サステナビリティ経営への取組」としては、持続可能な社会の実現と持続的な企業価値の向上を目指しており、サステナビリティ経営を推進しております。2023年1月に「サステナビリティ推進委員会」を設置し、同年3月には「サステナビリティ基本方針」を定め、サステナビリティ経営の推進体制を整備いたしました。また、当社グループへの影響度、ステークホルダーへの影響度を軸としたマテリアリティマップを作成し、取り組むべきマテリアリティを次のとおり特定しております。マテリアリティの一つである「気候変動対策およびその緩和」については、GHG排出量（Scope1、2）の削減目標を2030年度に46%以上の削減（2013年度基準）と定め、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、排出量削減の取組みを強化しております。

〈当社グループのマテリアリティ（重要課題）〉

マテリアリティ	重点活動項目	関連するSDGs
気候変動対策 およびその緩和	温室効果ガスの排出量削減 環境配慮型商品の開発と販売拡大	       
資源循環型社会 実現への貢献	3R (Reduce, Reuse, Recycle) 推進による廃棄物削減とリサイクルシステムの市場への浸透	   
雇用 (働きやすさ)	ダイバーシティと機会均等 労働安全衛生活動の推進 人材育成と技術の伝承 人権の尊重	   
お客様の安全 衛生への貢献	安心で安全な製品・サービスの提供	
サプライチェーン マネジメント	厳格な品質管理や明確なトレーサビリティ管理 持続的な原材料調達および供給の実現 人権の尊重	  
コーポレート ガバナンスの 強化	コンプライアンスの徹底 経営の客観性と透明性の確保 情報セキュリティ対策の強化 リスクマネジメント活動の推進 腐敗防止	  

「対処すべき課題」に対するセグメント別の取組みとしては次のとおりです。
(1)「繊維セグメント」は依然として製造コストの高騰により苦戦を強いられておりますが、市況の回復や価格改定等により、業績は回復傾向にあります。今後は、注力すべき市場、分野への経営資源の集中を図りつつ、国内・海外のグローバルネットワークの連携強化により、海外市場への販売拡大を目指してまいります。また、「健康快服」をコンセプトに、当社オリジナルの環境に配慮したサステナブル商材の開発強化を進め、さらには、中長期を見据えて分野にとられない新たな事業開発も進めてまいります。

原糸販売事業は、連結子会社であるシキボウベトナム有限会社との連携によりベトナムでの差別化糸生産拡大を進め、空糸に強みのある連結子会社の新内外綿株式会社との協業強化により、国内外の商圏拡大に努めてまいります。

輸出衣料事業は、中東民族衣装用生地の世界市場が継続する中、連結子会社である株式会社シキボウ江南での加工品の販売拡大に加え、民族衣装以外の衣料品の販売構築も進めます。また、引き続き欧米およびアセアン向け販売の世界市場開拓を進めてまいります。

ユニフォーム事業は、引き続き生産の効率化と価格改定を継続し、既存製品に加えて長繊維素材およびニット素材の販売拡大に努めます。また、展示会の拡充等により、顧客提案を強化いたします。ニット製品分野はシキボウベトナム有限会社との連携によりベトナムでの生産拡大を進めつつ、他のアセアン諸国に加え、バングラデシュ等での協力工場も開拓し、国内外の商圏拡大に努めてまいります。

生活資材事業は、主要取引先との取組みを拡大しつつ、当社オリジナルの開発商品を活用し、新規市場を構築・拡大してまいります。メディカル分野は、臭気対策剤「デオマジック®」の海外市場販売と女性が抱える心と体の課題を解決するフェムテック素材を含む衛生商材の国内外への販売拡大を推し進めてまいります。

(2)「産業材セグメント」では、産業資材部門は、紙需要減少による国内製紙会社の生産設備停止に加え、官公需におけるクロス未使用型脱水機の普及や個別空調設備の普及等、厳しい環境が続くものと予想されます。しかし、引き続きシェアの拡大や生産性の向上に努め、段ボール製造用コルゲーターベルトや織

密クロス、空気清浄装置等の新規開発商品の販売拡大等、売上・利益拡大施策に取り組み、国内トップポジションを堅持してまいります。加えて、海外市場での商圏拡大を図ってまいります。

機能材料部門は、中期経営計画「ACTION 22-24」において、新中核事業に位置付けている化成品事業・複合材料事業について、さらなる事業の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

化成品事業は、食品用増粘安定剤（食品添加物）を配合するブレンド製品（粉体の混合）の生産能力増強および品質向上の実現を目的として、当社連結子会社である株式会社シキボウ堺において、2025年1月操業開始に向け、新工場の建設を進めております。食品用増粘安定剤は、国内の人口減少が進む中でも「健康志向」や高齢者向けの機能性食品の用途において新たなニーズがあり、当社が取り扱う食品用増粘安定剤は、サステナブルな植物由来の原料を使用しております。年々高まる「健康志向」や、食の多様化における機能性・利便性等の「高付加価値」ニーズを取り込むべく、需要の拡大に努めてまいります。また、新工場ではクリーン度の高い室内環境と製造ラインへの洗浄装置の導入により、これまで以上に高度な品質要求に対応できることから、取扱いの難しいアレルゲンを含む原材料も含めた新商品の開発により、新規顧客の獲得を図ります。さらに、食品用増粘安定剤の滅菌や脱臭加工の分野においても新商品開発に取り組み、新たな市場の獲得、さらなる事業規模の拡大に努めます。

複合材料事業は、航空機部品用途で需要が回復してきており、安定した生産体制を維持することに加えて、設備の自動化や多能工化に注力することで、生産技術力・コスト競争力を高め、新たな需要の取り込みを図ります。また省エネルギーや軽量化が求められるインフラ用途等の分野では、当社が有する設備の活用と多様な製造技術を駆使することにより、市場開拓に取り組みます。

(3)「不動産・サービスセグメント」では、引き続き安定的収益基盤の維持拡充を目指します。不動産賃貸事業、リネンサプライ事業、物流配送事業を安定的に運営するほか、リネンサプライ事業では、大阪・関西万博を見据えて更新しおよび増強した設備を効率的に運用し、事業拡大に取り組みます。

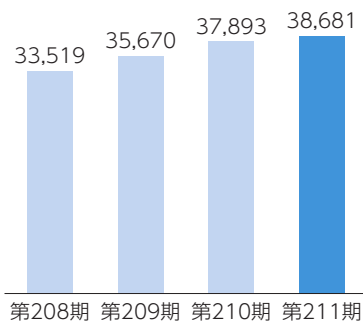
6. 財産および損益の状況の推移

	区 分	第208期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第209期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第210期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第211期(当期) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
営業 成績	売 上 高 (百万円)	33,519	35,670	37,893	38,681
	経 常 利 益 (百万円)	936	1,038	1,125	1,322
	親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9	49	1,568	800
	1株当たり当期純利益 (円)	0.91	4.38	135.31	69.06
財産 の 状 況	純 資 産 (百万円)	31,855	31,808	33,357	34,080
	1株当たり純資産額 (円)	2,869.61	2,745.79	2,875.97	2,937.74
	総 資 産 (百万円)	82,679	81,596	82,043	83,299

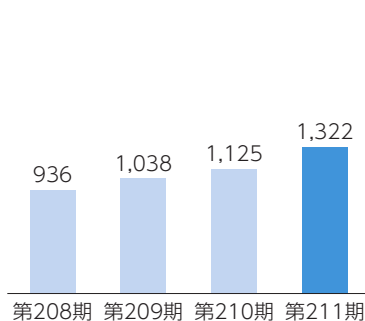
(注) 1. 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 第209期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第209期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

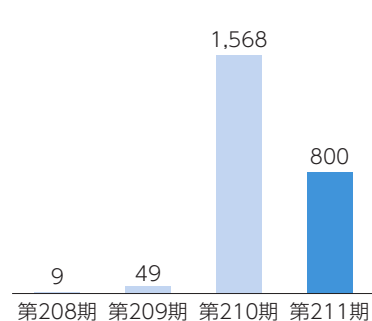
● 売上高 (百万円)



● 経常利益 (百万円)



● 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



7. 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新内外綿株式会社	100百万円	100.00%	各種繊維製品の販売
丸ホームテキスタイル株式会社	60百万円	100.00%	各種織物、繊維資材、寝具類および寝装品の販売
株式会社シキボウ江南	100百万円	100.00%	各種繊維製品の製造
敷島カンバス株式会社	290百万円	100.00%	製紙用ドライヤーカンバスおよびフィルタークロス等の販売
株式会社シキボウ堺	100百万円	100.00%	化成品の製造
シキボウリネン株式会社	40百万円	100.00%	リネンサプライおよびホームクリーニング
株式会社マーメイドテキスタイル インドネシア	40,560千米ドル	98.03%	各種繊維製品の製造および販売

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要な品目またはサービス
繊維セグメント	繊維素材、糸、生地、製品、生地加工、縫製加工
産業材セグメント (産業資材部門)	製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス
(機能材料部門)	工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械
不動産・サービスセグメント	不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業

9. 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

(1) 当 社

本 社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号
支 社	東京支社（東京都中央区）
研 究 所	中央研究所（滋賀県東近江市）
工場および事業所	富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、八日市事業所（滋賀県東近江市）、尾道事業所（広島県尾道市）、長野事業所（長野県上伊那郡）

(2) 子会社等

繊維セグメント (国 内)	株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区）
(海 外)	株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）、敷紡（香港）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司（以上、中国）、台湾敷紡股份有限公司（台湾）、ジェイ.ピー.ボスコ株式会社（タイ）、シキボウベトナム有限会社（ベトナム）
産業材セグメント (国 内)	東洋空気調和株式会社（東京都新宿区）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市）
(海 外)	敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）
不動産・サービスセグメント	株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Jリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であった小田陶器株式会社は、2024年3月29日に株式全てを譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

10. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,198名	3名増

11. 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社りそな銀行	5,977
株式会社三井住友銀行	5,269
株式会社三菱UFJ銀行	3,488

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式総数 11,810,829株(うち自己株式 113,731株)
- (3) 株主数 15,999名
- (4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	894	7.65
シキボウ従業員持株会	554	4.74
野村證券株式会社	372	3.19
シキボウ取引先持株会	366	3.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	230	1.97
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	136	1.17
東京海上日動火災保険株式会社	110	0.94
シキボウ労働組合	100	0.86
三井住友信託銀行株式会社	100	0.85
上田八木短資株式会社	96	0.82

- (注) 1. 当社は、自己株式を113,731株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は株式報酬制度 (役員向け株式給付信託) を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が当社株式106,238株を取得しております。なお、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2024年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

第1回新株予約権	
発行決議日	2024年3月8日
新株予約権の数	12,500個（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,250,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり496円（総額6,200,000円）
新株予約権の払込期日	2024年3月26日
行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額 1株につき1,219円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90.5%に相当する価額に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額の854円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権を行使することができる期間	2024年3月27日から2027年3月26日まで
割当先および割当方法	野村証券株式会社に対する第三者割当方式

- (注) 1. 本新株予約権につきましては、2024年4月26日までに10,000個が権利行使されております。
2. 当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、本新株予約権の取得および消却について決議し、同年5月29日に残存する2,500個全ての本新株予約権の取得および消却をいたしました。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 会長	清 原 幹 夫	
代表取締役 社長 執行役員	尻 家 正 博	
取締役 常務執行役員	加 藤 守	繊維部門長
取締役 (常勤監査等委員)	竹 田 広 明	
取締役 (監査等委員)	野 邊 義 郎	野邊義郎公認会計士・税理士事務所 公認会計士
取締役 (監査等委員)	宇 野 保 範	学校法人大阪青山学園 常務理事 大阪青山大学 副学長
取締役 (監査等委員)	細 田 祥 子	弁護士法人浅田法律事務所 弁護士 株式会社三宝化学研究所 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 野邊義郎、宇野保範および細田祥子の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 細田祥子氏は、職業上使用している氏名を表記しておりますが、戸籍上の氏名は高橋祥子氏であります。
3. 取締役 (監査等委員) 野邊義郎氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、竹田広明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 野邊義郎、宇野保範および細田祥子の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続して更新する予定であります。

当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。

(i) 決定方針決定の方法

決定方針は、任意の諮問委員会である人事委員会の諮問を経て、監査等委員会の審議の後、取締役会で決定しております。

(ii) 決定方針の内容の概要

当社の役員報酬は、同業または同規模の他企業の役員報酬水準を踏まえ、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する全社業績報酬、各部門の業績達成度により変動する部門業績報酬、当社グループの将来価値の向上に資するための中長期的インセンティブとしての株式報酬で構成されております。

基本報酬の額は、各取締役（監査等委員を除く。）および執行役員が委嘱された役位、社会水準等を勘案した額とし、赤字が生じた場合は減額することがあります。

全社業績報酬の額は、営業利益を中心とした全社業績および株式配当可能額を勘案して算定されます。部門業績報酬の額は、各事業部門の業績に応じてその部門を担当する取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の基本報酬の額に係数を乗じ算定されます。

これら指標は、当社グループの将来的価値の向上に資するものであることから、業績連動報酬の額の算定の基礎として選定しております。

業績連動報酬の額の算定に用いた指標に関する実績（2023年3月期）

（単位：百万円）

セグメント	繊維	産業材	不動産・サービス	調整	全社
売上	19,935	12,628	5,941	△612	37,893
営業利益	△609	520	2,004	△697	1,217

株式報酬は、役員報酬に係る役員株式給付規程に従い、各取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の退任時期に当社株式を交付するもので、交付される株式数は、その委嘱された役位に応じて、月々株式ポイントを付与し、1ポイント1株として算定されます。

取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等における上記種類別の報酬割合は、人事委員会の答申および監査等委員会の意見に基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬の割合が高くなるよう取締役会で決定しております。

なお、本総会において承認を得ることを条件として、従前の株式報酬制度の一部を改定します。詳細は第4号議案役員向け株式報酬制度の一部改定の件をご参照ください。

(iii) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に具体的内容（個人別の基本報酬および部門業績報酬の額）の決定を委任しております。取締役会は、その決定にあたり代表取締役社長執行役員が人事委員会における答申および監査等委員会の意見を踏まえることを条件としており、当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであるとの判断をしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役以外の取締役（3名）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第205期定時株主総会において月額2,400万円以内（ただし、

使用人分給与は含まない。)と決議されております。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第208期定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（3名）を対象とし、5事業年度で拠出する金銭の上限を1億円、取得する当社株式数の上限を12万株とする役員向け株式報酬制度について決議されております。

監査等委員である取締役（4名）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第203期定時株主総会において月額500万円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

委任を受けた者	代表取締役 社長執行役員 尻家 正博
委任された権限の内容	個人別の基本報酬および部門業績報酬の額の決定
権限を委任した理由	代表取締役社長執行役員は、当社グループ全体の業績を把握しており、各取締役が担当する事業に対する評価を行うのに適任であるため委任しております。
委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置	① (iii) をご参照ください。

④当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
監査等委員である取締役以外の取締役	63	55	4	3	3
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	32 (14)	32 (14)	—	—	4 (3)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）野邊義郎氏は野邊義郎公認会計士・税理士事務所の公認会計士であります。

取締役（監査等委員）宇野保範氏は学校法人大阪青山学園の常務理事および大阪青山大学の副学長であります。

取締役（監査等委員）細田祥子氏は弁護士法人浅田法律事務所の弁護士および株式会社三宝化学研究所の社外取締役であります。

当社と各社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当社の報酬等

当事業年度において社外役員（3名）に支払った報酬の総額は14百万円であります。

④社外役員の主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

氏名および区分	主な活動状況
野邊 義郎 社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会全20回すべてに出席し、議案審議に必要な発言をしております。 同様に当事業年度開催の監査等委員会全20回すべてに出席し、監査結果に対する意見交換および監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、当事業年度開催の任意の諮問委員会である人事委員会全3回すべてに出席し、役員候補者の選任および役員の処遇について意見交換を行っております。
宇野 保範 社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会全20回すべてに出席し、議案審議に必要な発言をしております。 同様に当事業年度開催の監査等委員会全20回すべてに出席し、監査結果に対する意見交換および監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、当事業年度開催の任意の諮問委員会である人事委員会全3回すべてに出席し、役員候補者の選任および役員の処遇について意見交換を行っております。
細田 祥子 社外取締役 (監査等委員)	当事業年度開催の取締役会全20回すべてに出席し、議案審議に必要な発言をしております。 同様に当事業年度開催の監査等委員会全20回すべてに出席し、監査結果に対する意見交換および監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また、当事業年度開催の任意の諮問委員会である人事委員会全3回すべてに出席し、役員候補者の選任および役員の処遇について意見交換を行っております。

氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
野邊 義郎	<p>主に公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験および複数の事業会社における社外監査役としての経験に基づき、「財務・会計」「ガバナンス」「法務・リスクマネジメント」の観点を中心に適切な経営判断のための助言・発言を行うことで業務執行の監督を行っております。</p> <p>取締役会においては、事業ポートフォリオの見直しに関して、事業戦略や事業計画の妥当性・正確性について独立した立場で助言・発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においては、当社グループの監査体制強化および子会社監査役との連携の重要性について意見し、また適切な監査実施や監査意見の形成のため、適宜必要な発言を行っております。</p> <p>人事委員会においては、人事委員会の在り方について適宜必要な発言を行っております。また幹部従業員昇格プログラムに参画し、将来の経営陣幹部候補者の育成にも関与しております。</p>
宇野 保範	<p>主に金融機関での内部監査部門・経営管理部門でのガバナンス体制の構築・強化の経験・見識および金融機関や学校法人での経営の経験に基づき、「ガバナンス」「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」の観点を中心に適切な経営判断のための助言・発言を行うことで業務執行の監督を行っております。</p> <p>取締役会においては、子会社株式の譲渡や大口の設備投資案件等について、様々なリスクや法的な観点も踏まえて十分な検討ができるよう、助言・発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においては、管理部門の業務効率向上上の必要性および当社グループにおける内部統制上の課題について意見し、また適切な監査実施や監査意見の形成のため、適宜必要な発言を行っております。</p> <p>人事委員会においては、役員の評価体制や経営陣幹部・取締役の育成プラン等について、助言・発言を行うとともに、幹部従業員昇格プログラムに参画し、将来の経営陣幹部候補者の育成にも関与しております。</p>
細田 祥子	<p>主に弁護士としての豊富な経験と幅広い知見および事業会社での社外取締役としての経験、さらに事業会社における社内不祥事への対応の知見に基づき、「法務・リスクマネジメント」「サステナビリティ（社会）」「ガバナンス」の観点を中心に適切な経営判断のための助言・発言を行うことで業務執行の監督を行っております。</p> <p>取締役会においては、人事・ダイバーシティ戦略の重要性について進言し、特に女性の中核人材の育成の必要性について助言・発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においても、女性活躍推進の取組みおよび当社グループの内部統制上の課題について意見し、また適切な監査実施や監査意見の形成のため、適宜必要な発言を行っております。</p> <p>人事委員会においては、役員報酬のあり方や取締役会に必要なスキルについて助言・発言を行うとともに、幹部従業員昇格プログラムに参画し、将来の経営陣幹部候補者の育成にも関与しております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwCあらた（存続監査法人）とPwC京都は合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人である PwC Japan 有限責任監査法人から受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社である株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにつきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、前年度と同額の50円とさせていただきます。今後とも株主の皆様の支援に報いるため事業の発展に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・効率化投資および厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

(注) 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,591	流 動 負 債	18,901
現金及び預金	5,374	支払手形及び買掛金	2,973
受取手形及び売掛金	7,031	電子記録債権	896
電子記録債権	1,919	短期借入金	10,029
商品及び製品	5,803	1年内償還予定の社債	1,950
仕掛品	1,828	未払費用	564
原材料及び貯蔵品	1,607	未払法人税等	352
短期貸付金	70	未払消費税等	298
その他	993	賞与引当金	615
貸倒引当金	△38	その他の	1,219
固 定 資 産	58,708	固 定 負 債	30,317
有形固定資産	54,264	社債	1,460
建物及び構築物	11,099	長期借入金	10,931
機械装置及び運搬具	2,330	リース債務	880
工具、器具及び備品	127	繰延税金負債	194
土地	37,888	再評価に係る繰延税金負債	6,163
リース資産	958	退職給付に係る負債	6,153
建設仮勘定	1,859	役員退職慰労引当金	65
無形固定資産	626	修繕引当金	94
投資その他の資産	3,817	長期預り敷金保証金	4,143
投資有価証券	1,363	その他の	230
長期貸付金	200	負 債 合 計	49,219
繰延税金資産	1,906	純 資 産 の 部	
その他	481	株 主 資 本	21,244
貸倒引当金	△133	資本	11,336
資 産 合 計	83,299	資本剰余金	896
		利益剰余金	9,254
		自己株式	△242
		その他の包括利益累計額	12,806
		その他有価証券評価差額金	468
		繰延ヘッジ損益	30
		土地再評価差額金	13,385
		為替換算調整勘定	△864
		退職給付に係る調整累計額	△213
		新株予約権	6
		非支配株主持分	23
		純 資 産 合 計	34,080
		負債及び純資産合計	83,299

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上	38,681
売上総利益	31,603
販売費及び一般管理費	7,078
営業利益	5,649
受取配当金	13
受取替	22
受取補助	68
雑収入	37
営業外収入	26
営業外費用	57
支払債権	13
特別利益	22
特別損失	68
特別利益	37
特別損失	26
特別利益	57
特別損失	219
特別利益	15
特別損失	96
特別利益	300
特別損失	10
特別利益	132
特別損失	11
特別利益	89
特別損失	7
特別利益	10
特別損失	77
特別利益	136
特別損失	29
特別利益	29
特別損失	111
特別利益	0
特別損失	492
税金等調整前当期純利益	1,285
法人税、住民税及び事業税	314
法人税等調整額	170
当期純利益	800
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	800

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		18,008	負 債 の 部		19,448
流 動 資 産		18,008	流 動 負 債		19,448
現金及び預金	金	2,336	支払手形	形	159
受取手形	金	265	買掛金	金	2,088
売掛金	債権	4,512	電子記録債権	債権	781
電子記録債権	債権	1,014	短期借入金	金	6,400
商品及び製品	債権	4,560	1年内返済予定の長期借入金	金	3,533
仕掛品	債権	1,164	1年内償還予定の社債	債権	1,950
材料及び貯蔵品	債権	364	リース債権	債権	116
前払費用	費用	71	未払金	金	435
短期貸付	金	70	未払費用	費用	204
未収入金	金	550	未払法人税等	税金	116
関係会社短期貸付金	金	3,082	未払消費税	税金	179
その他の金	金	93	前払受取金	金	159
貸倒引当金	金	△77	預り金	金	2,586
		57,771	CMS預り金	金	295
固 定 資 産		43,363	1年内返還予定の預り保証金	金	0
有形固定資産		43,363	賞与引当金	金	439
建物	物	9,155	その他	金	1
構築物	物	175	固 定 負 債		27,742
機械及び装置	物	845	社債	債権	1,460
車両運搬具	具	2	長期借入金	債権	10,805
工具、器具及び備品	品	58	リース債権	債権	515
土地	地	32,484	再評価に係る繰延税金負債	債権	5,850
リース資産	資産	575	退職給付引当金	金	4,736
建設仮勘定	定	65	修繕引当金	金	86
		518	長期預り敷金	保証金	4,142
無 形 固 定 資 産		518	その他	金	145
ソフトウェア	ア	116	負 債 合 計		47,191
ソフトウェア仮勘定	定	401	純 資 産 の 部		
その他の金	金	0	株主資本	本	15,582
投 資 そ の 他 の 資 産		13,889	資本剰余金	金	11,336
投資有価証券	券	637	資本準備金	金	977
関係会社株式	式	9,461	利益剰余金	金	3,510
出資金	金	1	利益剰余金	金	643
関係会社出資金	金	1,337	その他利益剰余金	金	2,867
長期貸付金	金	200	繰越利益剰余金	金	2,867
長期前払費用	費用	46	自己株式	式	△242
繰延税金資産	資産	2,189	評価・換算差額等	等	12,999
その他の金	金	142	その他有価証券評価差額金	金	195
貸倒引当金	金	△127	繰延ヘッジ損益	益	30
資 産 合 計		75,779	土地再評価差額金	金	12,773
			新株予約権	権	6
			純 資 産 合 計		28,588
			負債及び純資産合計		75,779

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	26,933
売上		22,620
売上		4,313
販売費		3,336
営業		976
受取	21	
受為	322	
業	70	
雑	20	
業	51	486
支社	222	
出	17	
雑	190	
経	89	520
特		942
補受	10	
そ	3	
特	0	13
災	4	
固	77	
減	136	
貸	111	
固	5	
子	1,588	
投	29	
そ	10	1,963
税引		△1,007
法人	△67	
法	218	151
当		△1,158

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C J a p a n 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北野 和行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 憲吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シキボウ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C J a p a n 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北野和行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本憲吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シキボウ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第211期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

シキボウ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	竹田 広明	Ⓔ
監査等委員	野邊 義郎	Ⓔ
監査等委員	宇野 保範	Ⓔ
監査等委員	高橋 祥子	Ⓔ
	(細田 祥子)	

(注) 監査等委員 野邊義郎、宇野保範及び高橋祥子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



[会場]

大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール

[交通]

地下鉄御堂筋線
地下鉄堺筋線

本町駅下車
堺筋本町駅下車

● 1、3番出入口から徒歩約3分
○ 17番出入口から徒歩約5分

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は
取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。

電子提供措置の開始日2024年6月4日

第211期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

シキボウ株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

当事業年度においては、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、監査体制の強化を目的として、一部改定を行っております。

1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として取りまとめ、シキボウグループ全体にコンプライアンスを尊重する文化、風土の醸成、浸透がされるように努める。
 - (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社の代表取締役社長執行役員を委員長とし当社の取締役・執行役員等およびシキボウグループ子会社各社の代表者を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、シキボウグループ全体にコンプライアンスを徹底させるための取組みおよび取締役会へのコンプライアンス体制の構築および運用に関する提案、諮問に対する答申、報告を行う。
 - (3) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
 - (4) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、監査等委員会が統括する内部監査部門を設置し、内部統制システムの一層の強化を図る。この内部統制システムは、対象範囲をシキボウグループ全体とする。
 - (5) 当社は内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程をシキボウグループ各社で定める。この内部通報制度の対象範囲は、シキボウグループ全体だけでなくシキボウグループのコンプライアンス体制を維持するうえで必要と認められる関係者を含める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行う。
 - (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
 - (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。
3. 当社およびシキボウグループ子会社各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、取締役会、監査等委員会および経営会議によりシキボウグループの内外の経営環境および業務執行状況の把握に努める。
当社は、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理の最高責任者を代表取締役

社長執行役員とし、リスクマネジメント委員会を設け、リスク管理についての基本方針の策定、リスクアセスメントの実施、優先的に対応するべきリスクの選定、リスクへの対策計画の承認および結果確認、レビューの実施等リスクに対する適切な管理を行う。

- (2) リスクマネジメント委員会が把握したリスクについては、当該リスクを所管する部署を定めるほか、その重要性、範囲等に応じ、グループとして横断的なリスクに対応するため次の専門の委員会を設ける。

コンプライアンス委員会
中央安全衛生委員会
環境委員会

- (3) 当社は事業部門をリスク管理の第1ラインとし、業務に関する管理統制を行い、管理部門各セクションを第2ラインとして、日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行うとともに、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。内部監査部門は、第1、第2ラインから独立した第3ラインとして、監査等委員会の統括の下で財務情報および業務情報の信頼性、業務の経済性、ならびに業務の効率性、有効性および適法性を検証する。

- (4) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。

- (5) 前(1)および(2)の損失の危険の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

4. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員等および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を設け業務執行とその監督を執行役員と取締役会がそれぞれ分担する。また、当社は、監査等委員会設置会社として、代表取締役社長執行役員に重要な業務執行の全部または一部を委任し効率的な業務執行を行う。

取締役会は、定期または臨時で開催し、経営の基本方針および経営に関する重要な事項を審議し決定し、代表取締役および執行役員の職務の執行を監督する。また、社長執行役員が重要な業務の執行を決定する際には、主として執行役員をもって構成される経営会議を定期または臨時に開催し、重要な業務執行を審議する。

- (2) 経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、「取締役会規則」、「経営会議規程」および「重要事項取扱規程」に定め、法令および定款の定めに基づいた適法かつ円滑な運営を図る。

- (3) 当社は、シキボウグループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則としてシキボウグループ子会社各社において少なくとも3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。

- (4) 当社は、シキボウグループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。

5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、シキボウグループの経営理念の実現と持続的な企業価値の向上を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する「関係会社管理規程」等必要な規程を定める。これらの規程に基づき、シキボウグループ子会社各社についての重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとする。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて適任者を選任し、その人事については、監査等委員会の意見を十分尊重するものとする。
 - (2) 前（1）の補助すべき取締役または使用人を置いた場合、それらの者は監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の監査等委員である取締役以外の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとする。
 - (2) 当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役、監査役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口へ直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、当社の監査等委員会に対して内部通報事案について伝達をする。監査等委員会は、内部通報事案についての調査を行い、違法行為が確認された場合、是正委員会による対応を行う。調査・対応の結果については取締役会に報告をする。
 - (3) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者ならびに監査等委員会または内部通報窓口へ報告を行った当社およびシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人に周知する。
 - (4) 当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役・執行役員、監査役または使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - (5) 当社の監査等委員会は、内部監査部門を統括し、シキボウグループの取締役・執行役員、監査役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。また、シキボウグループ子会社監査役からなる監査役連絡会を開催し、子会社監査役監査の品質向上を支援することでシキボウグループ全体の監査の実効性を確保する。
 - (6) 当社は当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2

第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- ①取締役会は20回開催され、経営の基本方針および重要な事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督しております。
- ②監査等委員会は20回開催され、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役の業務執行の適法性および妥当性について監査、監督しております。また、監査等委員は、毎四半期決算ごとの監査法人との情報交換を実施しております。
- ③監査等委員会は、内部監査部門との間に直接のレポートラインを構築し内部監査に係る監査結果について定期的に報告を受けるほか、シキボウグループ子会社監査役からなる監査役連絡会を開催し、子会社の監査役と情報交換を実施しております。
- ④当社では3.（3）に記載のリスク管理における3つのラインに加え、外部弁護士ほかを窓口とする内部通報制度を設けております。
- ⑤当社では、独立性・客観性を担保するため、構成員の過半数を社外取締役とする任意の諮問委員会である「人事委員会」を設置しております。同委員会は、3回開催され、役員の人事および報酬等に関し審議し、取締役会へ答申しております。
- ⑥サステナビリティ推進委員会は2回開催され、当社グループにおける各種目標の設定および取組みについて取締役会に報告しております。
- ⑦リスクマネジメント委員会は、監査等委員会の助言および勧告を踏まえて当社グループのリスクアセスメントを実施し、その結果および対応について取締役会に答申しております。
- ⑧コンプライアンス委員会は、2回開催され、取締役会へコンプライアンスに関する各種提言をするとともに、役員および従業員に対する講演会の企画等コンプライアンス意識醸成のための取組みを行っております。また、本年度は「シキボウ行動指針」を策定し、「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」を改定しました。
- ⑨中央安全衛生委員会は、2回開催され、当社グループの労働災害発生状況および防止に対する取組みについて審議し、取締役会に報告しております。
- ⑩環境委員会は、当社グループの温室効果ガス排出量の算定をはじめとする気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みに沿った気候変動に関する情報の開示に向けた取組みを行っております。

連結株主資本等変動計算書 （2023年4月1日から 2024年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,336	896	9,155	△241	21,146
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△584	-	△584
土地再評価差額金の取崩	-	-	△116	-	△116
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	800	-	800
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	99	△1	97
当 期 末 残 高	11,336	896	9,254	△242	21,244

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損	土地再評価 益差 額 金	為替換算調整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計			
当 期 首 残 高	180	△15	13,238	△1,040	△171	12,191	-	19	33,357
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	-	-	△584
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	△116
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	800
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	287	46	147	175	△42	614	6	4	625
当 期 変 動 額 合 計	287	46	147	175	△42	614	6	4	723
当 期 末 残 高	468	30	13,385	△864	△213	12,806	6	23	34,080

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は23社であり、主要な連結子会社は、新内外綿株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社、株式会社シキボウ江南、敷島カンバス株式会社、株式会社シキボウ堺、シキボウリネン株式会社および株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアであります。

2. 連結の範囲の重要な変更

小田陶器株式会社は全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社23社のうち、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア、敷紡（香港）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、台湾敷紡股份有限公司、ジェイ・ピー・ポスコ株式会社および敷島工業織物（無錫）有限公司の事業年度の末日は12月31日、また、新内外綿株式会社および株式会社ナイガイテキスタイルの事業年度の末日は3月25日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。なお、連結子会社については、主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産およびのれんを除く）
定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によります。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。
 - ④ 長期前払費用
定額法を採用しております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
主として、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
主として、従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
国内連結子会社の一部については、役員の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末日要支給見込額を計上しております。
 - ④ 修繕引当金
長期賃貸契約を締結している大規模商業施設等における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 繊維セグメント

繊維セグメントにおいては、主に繊維製品の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、当該販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 産業材セグメント

産業材セグメントにおいては、主に工業用品、化成品等の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

③ 不動産・サービスセグメント

不動産・サービスセグメントにおいては、主に不動産賃貸、リネンサプライ業等を行っており、これらは国内のみの取引となっております。

不動産賃貸業においては賃貸借契約期間に基づく契約上の収受すべき月当たりの賃借料を基準として、その経過期間に対応する賃借料を計上しております。リネンサプライ業等は契約における義務を履行したときに収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

② 法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理および開示を行っております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「新型コロナウイルス感染症による損失」(当連結会計年度0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「雑支出」に含めております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」(当連結会計年度2百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

(1) 連結財務諸表に計上した金額

- ① 減損の兆候が識別され、当連結会計年度に減損損失を計上した資産グループ

	固定資産帳簿価格	減損損失
(株)大和機械製作所	132	136 百万円

- ② 減損の兆候が識別されたものの、当連結会計年度に減損損失を計上していない資産グループ

	固定資産帳簿価額
シキボウ(株)繊維部門	1,235 百万円
(株)シキボウ江南	4,174
(株)マーメイドテキスタイル	956
インダストリーインドネシア	
上海敷島家用紡織有限公司	0

(2). 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。賃貸用資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、収益性の低下、時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

そのため、鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況悪化等が発生した場合、翌事業年度以降の財務諸表において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	2,195	1,906 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	30,635百万円
建物等	9,830
預金（質権）	344
その他（投資その他の資産）	163
計	40,974
うち工場財団	(9,178)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	14,725百万円
預り敷金・保証金	4,047
計	18,773

なお、その他（投資その他の資産）10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 61,167百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

当社および連結子会社である株式会社シキボウ堺において、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,287百万円

4. 受取手形裏書譲渡高

14百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業譲渡益

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の連結子会社である株式会社シキボウサービスの保険代理店事業を譲渡したことによるものであります。

2. 受取保険金

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

主に2021年9月8日に当社の海外連結子会社である株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおいて発生した火災による損害に対する保険金の受取額125百万円であります。

3. 子会社株式売却損

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

連結子会社であった小田陶器株式会社の全株式を売却したことによるものであります。

4. 減損損失

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

資産グループ	用途	場所	種類	減損損失
(株)大和機械製作所事業用資産		広島県尾道市	土地および建物他	136百万円
合計				136

当社グループは減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。貸貸用資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

このうち、収益性の低下等により減損の兆候を認識した資産グループの一部については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地が131百万円、建物および構築物が4百万円、工具、器具および備品が0百万円であります。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期 首	増加	減少	当連結会計年度 期 末
普通株式	11,810,829株	—	—	11,810,829株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期 首	増加	減少	当連結会計年度 期 末
普通株式	218,908株	1,061株	—	219,969株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度期首に106,238株、当連結会計年度期末に106,238株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 1,061株

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 1,250,000株

4. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	584百万円	50.0円	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う予定の剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	584百万円	50.0円	2024年3月31日	2024年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金（電子記録債権を含む）は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されております。

貸付金は、業務上の関係を有する企業に対するものであり、取引先企業の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、余資運用および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金（電子記録債務を含む）は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で12年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および財務経理部が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引等により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しておりません。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、各社共通の「リスク管理規程」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を各社の経理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、各社の担当部署が同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形および売掛金（電子記録債権を含む）、支払手形および買掛金（電子記録債務を含む）、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸付金	270		
貸倒引当金	△111		
投資有価証券	158	167	8
その他有価証券	1,200	1,200	—
資 産 計	1,359	1,367	8
社債（1年内償還社債含む）	3,410	3,386	△23
長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	14,512	14,197	△314
敷金および保証金	4,144	3,344	△799
負 債 計	22,066	20,929	△1,137
デリバティブ取引（※）	44	44	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※）	162

（※）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,200	—	—	1,200
デリバティブ取引				
通貨関連	—	32	—	32
金利関連	—	—	—	—
資産計	1,200	32	—	1,233
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	11	—	11
負債計	—	11	—	11

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	—	167	—	167
資産計	—	167	—	167
社債 (1年内償還社債含む)	—	3,386	—	3,386
長期借入金 (1年内返済長期借入金含む)	—	14,197	—	14,197
敷金及び保証金	—	3,344	—	3,344
負債計	—	20,929	—	20,929

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

貸付金

貸付金は、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップおよび為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金および保証金

敷金および保証金の時価は、返還予定額と、合理的に見積もった返還予定期間に基づく国債の利回り等適切な利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府、兵庫県、高知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
賃貸等不動産	30,349	30,034

(注) 1. 取得原価から減価償却累計額を控除しております。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、以下によります。

主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づく外部機関による算定額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	繊維	産業材	不動産・サービス	計
日本	14,542	12,477	2,674	29,694
アジア	2,518	956	—	3,474
その他の地域	2,831	67	—	2,898
顧客との契約から生じる収益	19,892	13,500	2,674	36,067
その他の収益 (注)	—	—	2,613	2,613
外部顧客への売上高	19,892	13,500	5,288	38,681

(注) 「その他の収益」は企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 繊維セグメント

当社および連結子会社では、繊維セグメントにおいて、主として日本、アジアの顧客に対して、繊維製品の製造販売を行っております。

履行義務の充足時点について、国内の販売においては、製造出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。出荷日から納入日までの期間が通常よりも長くなるものについては、納入日に収益を認識しております。海外の販売においては、インコタームズの取引条件のFおよびCグループは船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識し、Dグループは目的地到着日に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、製品の販売のうち、輸入代行業務および一部の商品取引について、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権がないことから、当社および連結子会社は代理人に該当すると判断しており、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 産業材セグメント

当社および連結子会社では、産業材セグメントにおいて、主として日本、アジアの顧客に対して、工業用品、化成品等の製造販売を行っております。

履行義務の充足時点について、国内の販売においては、製造出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。出荷日から納入日までの期間が通常よりも長くなるものについては、納入日に収益を認識しております。海外の販売においては、インコタームズの取引条件のFおよびCグループは船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識し、Dグループは目的地到着日に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 不動産・サービスセグメント

当社および連結子会社では、不動産・サービスセグメントにおいて、主として日本の顧客に対して不動産賃貸、リネンサプライ業等を行っております。リネンサプライ業等については、国内のみの取引となり、契約における義務を履行したときに収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,995 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,925
契約負債（期首残高）	15
契約負債（期末残高）	7

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,937円74銭

1 株当たり当期純利益 69円6銭

(注) 株式報酬制度（役員向け株式給付信託）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度は106,238株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度は106,238株であります。

(重要な後発事象)

(行使価額修正条項付新株予約権の行使による増資)

2024年3月8日開催の取締役会の決議に基づき、2024年3月26日に発行した第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の一部について、2024年4月3日から2024年4月26日までの間に以下のとおり行使されております。

(1)行使された新株予約権の個数	10,000個
(2)発行した株式の種類及び株式数	普通株式 1,000,000株
(3)行使価額の総額	964,400千円
(4)資本金増加額	484,680千円
(5)資本準備金増加額	484,680千円

(追加情報)

(株式給付信託 (B B T))

1. 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、従来の金銭報酬の一部を株式に換えて各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は、104百万円および106,238株であります。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	11,336	977	977	584	4,785	5,370	△241	17,443	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	△584	△584	-	△584	
利益準備金の積立	-	-	-	58	△58	-	-	-	
土地再評価差額金の 取 崩	-	-	-	-	△116	△116	-	△116	
当期純損失 (△)	-	-	-	-	△1,158	△1,158	-	△1,158	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1	△1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	58	△1,918	△1,859	△1	△1,860	
当 期 末 残 高	11,336	977	977	643	2,867	3,510	△242	15,582	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額	評価・換算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	85	△15	12,657	12,727	-	30,170
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△584
利益準備金の積立	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の 取 崩	-	-	-	-	-	△116
当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	△1,158
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	109	46	116	272	6	278
当 期 変 動 額 合 計	109	46	116	272	6	△1,582
当 期 末 残 高	195	30	12,773	12,999	6	28,588

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 繊維セグメント

繊維セグメントにおいては、主に繊維製品の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、当該販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 産業材セグメント

産業材セグメントにおいては、主に工業用品、化成品等の製造販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

③ 不動産・サービスセグメント

不動産・サービスセグメントにおいては、主に不動産賃貸を行っており、国内のみの取引となっております。

不動産賃貸業においては賃貸借契約期間に基づく契約上の収受すべき月当たりの賃借料を基準として、その経過期間に対応する賃借料を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「新型コロナウイルス感染症による損失」(当事業年度0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑支出」に含めております。

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「補助金収入」及び「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

(1) 財務諸表に計上した金額

- ① 減損の兆候が識別され、当事業年度に減損損失を計上した資産グループ

	固定資産帳簿価額	減損損失
株大和機械製作所 貸与資産	132	136百万円

- ② 減損の兆候が識別されたものの、当事業年度に減損損失を計上していない資産グループ

	固定資産帳簿価額
繊維部門	1,235百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。賃貸用資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、収益性の低下、時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしています。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

そのため、鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況悪化等が発生した場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	2,498	2,189百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	26,382百万円
建物等	9,285
預金 (質権)	344
計	36,012
うち工場財団	(6,080)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	14,537百万円
預り敷金・保証金	4,047
計	18,584

なお、その他 (投資その他の資産) 10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,406百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 保証債務

下記の会社の営業取引に対し債務保証を行っております。

株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア	20百万円
計	20

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	1,911百万円
(2) 短期金銭債務	3,313百万円
(3) 長期金銭債権	一百万円
(4) 長期金銭債務	24百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法」(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

11,685百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,829百万円
仕入高	5,223百万円
その他	511百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	366百万円
営業外費用	210百万円

2. 減損損失

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

資産グループ	用途	場所	種類	減損損失
(株)大和機械製作所	貸与資産事業用資産	広島県尾道市	土地および建物他	136百万円
合計				136

当社は減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。賃貸用資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

このうち、収益性の低下等により減損の兆候を認識した資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士による鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

3. 子会社株式売却損

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

連結子会社であった小田陶器株式会社の全株式を売却したことによるものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	218,908株	1,061株	—	219,969株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当事業年度期首に106,238株、当事業年度期末に106,238株含まれています。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 1,061株

(税効果会計に関する注記)

①繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	661百万円
賞与引当金	134
退職給付引当金	1,448
有価証券評価損	1,043
その他	449
繰延税金資産小計	3,737
評価性引当額	△1,445
繰延税金資産合計	2,292

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	84百万円
繰延ヘッジ利益	13
その他	4
繰延税金負債合計	102
繰延税金資産の純額	2,189

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金 (損)	155百万円
評価性引当額	△155
土地再評価差額金 (益)	5,850
再評価に係る繰延税金負債の純額	5,850

②法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理および開示を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	敷島カンバス株式会社	あり	当社製品の販売	当社製品の販売(※1)	5,210	売掛金	1,118
子会社	株式会社シキボウ江南	あり	当社製品の加工	担保の受入(※2)	3,145	-	-
子会社	株式会社シキボウ堺	あり	当社製品の加工	担保の受入(※2)	3,197	-	-

- (注) 1. 上記の3子会社の議決権は、いずれも当社が100%直接所有しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件および取引条件の決定方針等
(※1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
(※2) 担保の受入は、当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保が提供されているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,465円91銭

1株当たり当期純損失 99円92銭

(注) 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度は106,238株であり、1株当たり当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度は106,238株であります。

(重要な後発事象)

連結注記表(重要な後発事象)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。